

気になる相談（令和6年5月）  
害虫・害獣駆除のトラブルにご注意

ゴキブリやハチ、ネズミなどを駆除する害虫・害獣駆除サービスに関する相談が、消費生活センター等に寄せられています。

家で害獣を見つけて、ネットで見つけた格安料金をうたう業者に作業してもらったところ、実際にはネットの表示とかけ離れた高額な料金を提示されるといった事例が多く見られています。

**【相談事例】**

- 自宅で大きなハチの巣を見つけたので、ネットで見つけた業者に調査をしてもらった。業者から「このままでは蜂に刺されて死ぬ」「近所にも迷惑がかかる」等と言われ、不安に思ったので具体的な内容を確認せずにその場で契約したが、冷静に考えると契約金額が高すぎると思ったので解約したい。
- 自宅にネズミが出たので、ネットで格安の業者に見積もりを依頼した。業者からネズミが多くいるようだとわれ、ネズミの被害の動画を見させられたので不安になり、ネットでの表示料金より高額な料金を提示されたが契約をして作業をしてもらった。後から不審に思い別の業者に調べてもらったところ、高額な費用の割に作業が粗末だと言われたので、先の業者へクーリング・オフを申し出たが拒否された。

**【注意点】**

- 広告に記載している料金より高額な費用を提示されることが非常に多いです。
- 契約を急がせるため、不安をあおる勧誘が行われることがあります。
- 説明が不十分なまま作業を始めたり、作業中断を求めても作業を止めなかったりすることがあります。その場合、他社との内容、価格等の比較ができないまま、契約してしまうケースもあります。
- 契約に至る状況によっては訪問販売に該当する場合がありますが、法に定められた書面に不備があると思われる事例もあります。
- クーリング・オフができる場合でも業者が妨害しているとみられる事例もあります。

**【対処法】**

- 駆除作業は内容によって金額が大きく異なります。極端に安い料金が表示されていても、最低料金で依頼できることはまずありません。
- 複数社から相見積もりを取る前提で業者を探しましょう。不安をあおって契約を急がせ、他の業者と連絡を取らないようにさせる業者とは契約しないようにしましょう。
- クーリング・オフなどができる場合があります。
- 不安を感じた場合には、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費者ホットライン 188 又は 愛媛県消費生活センター(TEL:089-925-3700)